犬の飼い主の皆さんへ

まちづくり推進課

☆今月の主なお知らせ
①飼い犬の登録などについて
②不法投棄について
③野外でのごみ焼却について

○飼い犬の登録はお済みですか？

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

犬を飼い始めた時に一度登録すれば更新の必要はありませんが、引っ越ししたときや犬が死亡したときには市町村への届け出が必要です。

飼い犬の登録をしたときに市町村から交付される鑑札は、法律で犬への装着が義務づけられています。飼い犬が迷子になり保健所等に保護された際に、飼い主を探す手がかりとして役立ちますので、首輪などに必ずつけましょう。

○毎年、狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、発症するとほぼ100%死につながる大変恐ろしい病気です。

我が国では、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の狂犬病予防注射や放浪犬の捕獲などの地道な対策を続けてきたことで、狂犬病を根絶しました。

しかし、狂犬病は一部の国や地域を除き、今でも世界中で発生しており、毎年数万人の人が亡くなっています。

アジアでの発生が特に多く、隣の韓国や中国、ロシアでも発生しています。



飼い犬の狂犬病予防注射は、法律で毎年４月１日から６月30日までの間に受けさせることが義務づけられており、注射を受けたときに交付される注射済票は、犬の首輪などに必ず着けなければなりません。

飼い主の責任として、飼い犬に狂犬病予防注射を必ず受けさせるとともに、注射したことが確認できるよう、注射済票を首輪などに必ず着けましょう。

今金町の狂犬病予防注射期間は
５月17日～５月19日です

問合せ　まちづくり推進課まちづくり推進グループ　☎82-0111

～不法投棄は犯罪です～

山々が新緑に包まれ、心地よい春の風と共に美しい景色が広がる季節ですが、今まで雪の下に隠れていたテレビなどの家電や古タイヤ、空き缶などのゴミや不法投棄などが見受けられます。



町内でも毎年不法投棄と思われるゴミが発見されています。不法投棄をしないことはもちろんですが、もし不法投棄と思われる物を見つけましたら、役場まちづくり推進課までご連絡下さい。美しい景観を次の世代に引き継ぐためにも、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

～野外のゴミ焼却は法律で禁止されています～

野外でのゴミ焼却等は、風俗習慣、宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却など「法令で定められた焼却」以外の**「野焼き」は禁止**されています。

～法令で定められた例外～

・もみ殻、麦わら、あぜ道の草などの焼却
・河川の草木、災害時の応急対策、火災訓練など
・たき火、キャンプファイヤーなど



■禁止されている焼却をした場合は、「５年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は３億円）以下の罰金または、その併科に処せられます。

■問合せ：まちづくり推進課
☎82-0111

交通料金助成事業」（65歳以上）を実施しています。
は平成30年３月31日までです。

せたな警察署からのお知らせです

４月に入り、せたな警察署管内にお住まいのお宅に「**檜山支庁**」や「**檜山振興局**」を名乗る男から年齢や家族のことを聞かれる不審な電話が入っています。

また、今年に入り、札幌市内で「喉にポリープが出来た」「病院でかばんが盗まれた」「上司の家族がお金を取りに行く」等という手口でお金をだまし取るオレオレ詐欺が連続で発生しているほか、函館市内でも、市役所の職員を名乗る男から「保険料の還付金があるので手続きしてほしい」という手口の還付金詐欺が発生しています。

現在、北海道内では、このような特殊詐欺が連続して発生していますので、不審な電話が来た際には、まずは落ち着き、家族や警察に相談して下さい。

問合せ　せたな警察署　生活安全係　☎ 0137-84-6110

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課よりのお知らせ

妊娠・出産等したことで同僚から嫌がらせを受けていませんか？

〇妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動（ハラスメント）があってはなりません。

〇事業主はハラスメントを防止するための措置を講ずることが義務となっていますので、ハラスメントを受けた場合は、会社の人事労務などの相談担当者に相談しましょう。

〇社内に相談窓口や相談相手がいない場合でも、一人で悩まずに、北海道労働局に相談して下さい。

問合せ　厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課　☎ 011-709-2715

北海道今金高等養護学校 オープンウィーク開催のお知らせ

北海道今金高等養護学校では、下記の日程でオープンウィーク（授業公開）を実施いたしますので、町民の皆様のお越しをお待ちしております。

●第１回
５月 30 日（火）～６月１日（木）

●第２回
９月 25 日（月）～ 27 日（水）

●第３回
２月７日（水）～９日（金）

第１回～第３回ともに９：00 ～ 14:30

詳細に関する問合せはこちらまで
北海道今金高等養護学校　業天・金子・内田
☎ 82-3121

交通事故の損害賠償問題でお困りの方へ

自動車事故の被害にあわれ、示談をめぐる損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が「中立・公正」な立場で、当事者間の紛争解決のお手伝いをします。

被害者ご本人に損害賠償問題の法律知識がなくても、交渉に不慣れでも安心です。

弁護士費用は、一切かかりません。（無料です）

まずは、電話で予約をお願いいたします。

（注）ご相談になじまない場合もありますので、ご確認をお願いいたします。



問合せ
公益財団法人
交通事故紛争処理センター　札幌支部
☎ 011-281-3241
札幌市中央区北１条西 10 丁目
札幌弁護士会館４階

今金町ではバスカードを半額で購入できる「高齢者
手続きの締切と助成券の有効期限